

令和 3 年 12 月 6 日

許可業者各位

大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課長

大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者講習会の開催について（通知）

大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者として認識しておくべき許可基準や、業として実施するにあたり留意しなければならない事項等についての講習会を開催いたします。

本市一般廃棄物収集運搬業許可業者として、本市廃棄物行政に関する知識や、日常業務の在り方等の再確認を行うため、「一般廃棄物収集運搬業者に対する処分及び指導に関する要綱」の定めのとおり必ず受講してください。

なお、講習会受講回次につきましては、12 月後半期搬入先及び搬入回数指示書交付時に各許可業者あて文書により通知いたします。

記

1 日 時

回 次	開 催 日	開 催 時 間
第 1 回	令和 4 年 1 月 26 日（水）	9 時 30 分～12 時 00 分
第 2 回	令和 4 年 1 月 26 日（水）	13 時 30 分～16 時 00 分
第 3 回	令和 4 年 1 月 27 日（木）	9 時 30 分～12 時 00 分
第 4 回	令和 4 年 1 月 27 日（木）	13 時 30 分～16 時 00 分
第 5 回	令和 4 年 1 月 28 日（金）	9 時 30 分～12 時 00 分
第 6 回	令和 4 年 1 月 28 日（金）	13 時 30 分～16 時 00 分

※ 上記日程での受講が困難な場合は、別途予備日を設定します。

2 場 所

環境局第 1・2 会議室
(大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのルシアス 12 階)

3 内 容

- ・「不法不当な営業の法的問題点や独占禁止法の法概要及び違反行為の事例」
- ・「承認車両の車体表示及び実地検査について」等

4 受 講 者

1 業者 1 名とし、以下に該当する者とします。
法人：代表者又は一般廃棄物の処理に関する業務を担当する役員若しくは、政令使用人
個人：許可名義人又は政令使用人

5 そ の 他

- ・通知された受講回次に万障繰り合わせのうえご出席ください。
- ・受講回次変更が必要な場合は、許可担当と調整してください。
- ・当日体調不良等により受講ができなかった場合は、予備日を設けていますので、必ず受講していただきますようよろしくお願いいたします。
- ・新型コロナウイルス感染防止対策のため、以下に記載する事項について、ご協力をお願いします。
 - 新型コロナウイルス感染の可能性のある方や、体温 37.5 度以上の方、または体調のすぐれない方は受講できません。
 - 受付及び会場内では必ずマスクを着用してください。

- 会場入室時の手指の消毒にご協力をお願いします。
- 入室前の検温にご協力をお願いします
- 咳エチケットの励行をお願いします。
- 休憩中等の会話は、お控えください。
- 会議室の空調設備による換気とあわせて、扉を定期的に開放し空気の入れ替えを行います。
- 受講者間の距離を確保するため、例年より1回あたりの定員を減らして開催しますので、日程の変更についてご希望に添えない場合もあります。
- 講習会開始前・終了後の長時間の滞在はご遠慮ください。
(受付開始は説明会開始時刻の15分前です。)
- 講習会終了後は、次の準備等がありますので、速やかにご退出ください。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大状況、その他の諸状況等により、講習会を延期等する場合があります。

許可担当：青木・竹内・赤沢

電話 06-6630-3285